

農林水産物条件不利性解消事業

(競争条件不利性改善対策)

補助金交付手順の手引き

留意事項

- この手引きは、『農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 19 条』に基づき、交付の申請から決定、及び補助金の支払いまでの交付手順の適正化を図り、円滑な事務の執行を行うため作成した資料であります。
- 交付申請をしようとする者、交付決定を受けた者いずれも、この手引きが、『要綱及び競争条件不利性改善対策実施要領』に基づく内容であり、これを遵守する必要があることをご了解の上、この事業に参加したものとみなします。
- この手引きに記載がない事項についても、『要綱の定め』により知事は必要な助言、指示、指導、立ち入り検査等を行うことができることをご了解の上、この事業に参加したものとみなします。

令和 6 年 4 月

沖縄県農林水産部 流通加工推進課

目 次

本事業の目的と基本的な方向性について	1
競争条件不利性改善対策に関する要点整理(概要その1～その4)	2
交付手続の基本的な流れ	7
1. 交付申請の要件を確認する	8
1. 1 物流合理化計画の作成について ○様式(物流合理化計画)	
1. 2 出荷規模の要件について	
1. 3 適正な税務申告及び納税義務の履行について	
2. 期日までに交付申請をする	12
2. 1 交付申請書及び事業計画書の作成について	
2. 2 交付申請について ○記入例_別記様式第2号(交付申請書、事業計画書、交付申請明細) ○様式例_共同企業体協定書の例 ○補助事業者履行義務誓約書 ○暴力団排除に関する誓約書	
3. 交付決定を受け、四半期ごとの期日までに事業の遂行状況を正しく報告する	20
3. 1 事業遂行状況報告書の基本的な考え方について	
3. 2 遂行状況明細書附属書類(3. 1②-3)の作成に関する基本的な考え方について	
3. 3 事業遂行状況報告書の添付書類に関する取扱について	
3. 3. 1 遂行状況明細書附属書類における支払運賃報告台帳について ○記入例_別記様式第3号(事業遂行状況報告書、遂行状況明細書、同付属書)	
3. 3. 2 遂行状況明細書附属書類における出荷事実の証明について ○様式例_別記様式第1号(出荷取扱証明)又は別記様式第2号(出荷事実証明申告書)	
4. 事業の完了を報告する	29
5. 後年度における再確定等を報告する	29

本事業の目的と基本的な方向について

(目的)

沖縄県から県外に出荷される県産農林水産物について、本県の地理的な条件不利性の改善を通して直近他県の産地との競争条件の平準化を図るとともに、県外出荷事業者と物流事業者が連携した持続可能な県外出荷の物流ネットワークの構築に向けた自立的な取組を促進し、県外出荷事業者それぞれの経営力と稼ぐ力の向上による自立した県外出荷を推進します。

(基本的な方向その1)

- 沖縄県から県外に出荷される県産農林水産物とは、県内で生産された農林水産物（水産物については県内で水揚げされたもの）となります。
- 県外とは、沖縄県から沖縄県から鹿児島県の島嶼部（大島郡、熊毛郡、鹿児島郡）を除き、北海道、本州、四国及び九州までの区間となります。

(基本的な方向その2)

- 競争条件の平準化とは、首都圏などの大消費地に向けた県外出荷に要する物流コストのうち、沖縄県産と鹿児島県産を比較したとき、出荷物流と配送物流（いわゆる”横持ち”）を除いた輸送物流にあたる「沖縄から鹿児島県までの輸送費相当分」を競争条件の格差と認識し、これを改善するため必要な助成を図ります。

(基本的な方向その3)

- 補助金交付の基本となる単価（基本額）は、国の総合物流施策大綱を踏まえ、全国の産地と同じように物流合理化に向けた自立的な取組（モーダルシフトの促進、共同輸送の推進）を、沖縄県でも同じように推進していくため、これを踏まえた基本額を定めております。

(基本的な方向その4)

- 出荷事業者それぞれの経営力と稼ぐ力の向上による自立した県外出荷を推進するため、出荷事業者における「利益・原価の見える化」と、補助事業者としての「説明責任の明確化」を図り、物流合理化に向けた自立的な取組を、客観的に評価する仕組み（物流合理化計画の策定、適正な税務申告に向けた日常的な会計処理に連動する事業遂行状況の報告及び事業完了の報告等）を整えております。
- 県としては、国に対して政策効果の見える化と説明責任を果たすとともに、補助事業者との対話により物流合理化に向けた自立的な取組みについて共有を図り、令和9年度に向けた「事業のあり方」に関する現状把握に努めてまいります。

(基本的な方向その5)

- 全国の産地や農林水産物流通事業者と同じように、食品等流通合理化制度、輸出促進制度等の全国制度（政策融資等）を活用した自立的な成長と更なる発展を期待します。

競争条件不利性改善対策に関する要点整理

(概要その1)補助金の交付を受けようとする者に求められる基本的な要件について(R4改正)

	旧要綱第7条により令和3年度に交付決定を受けた者のうち所在地要件(沖縄本島中南部地区)の者	出荷規模基準等の特例手続に関する実施要領に基づき特例承認を受けた者(※)	旧要綱第7条により令和3年度に交付決定を受けた者のうち所在地要件(沖縄本島中南部地区)の者であり、前年度出荷実績が1,000トン以上の者	県農業協同組合(JAおきなわ) 県花卉園芸農業協同組合(花き農協)	新規事業者
1. 適格要件 ○物流合理化計画の知事の承認 ○出荷規模要件	○令和4年度から令和5年度までは移行措置により不要 ○令和6年度より 全部適用	当面の間は適用除外	○令和4年度は移行措置により不要 ○令和5年度より試行適用 ○令和6年度より 全部適用	(全部適用) ①交付申請の前に、合理化計画を作成し、知事の承認を得ること。 ②前年度出荷実績が、「出荷規模の基準」を充たしていること。	
2. 申請要件	(全部適用) ①交付申請書及び事業計画書の提出 ②納税証明(法人税又は所得税並びに消費税) 印鑑登録証明(個人、法人) 法人登記全部事項証明(法人のみ) ③直近の適格な税務申告の写し →法人の場合(法人事業概況説明書) →個人の場合(第一表及び事業所得の申告に附属する収支内訳書) ④消費税適格請求書発行事業者を証する書類の添付 ⑤青色申告事業者を証する書類(令和6年度申請より適用)の添付 ⑥補助事業者履行義務誓約書の提出 ⑦暴力団排除に関する誓約書の提出 ⑧共同企業体方式の場合は、協定書及び構成員それぞれ②から⑦の書類を提出 ※特例承認を受けた者は(①、⑥、⑦)を提出し、⑧は該当するとき提出する。				
3. 事業遂行状況の報告及び事業完了の報告に関する要件	(全部適用) ①事業遂行状況報告書又は実績報告書 ②遂行状況明細書及び同附属書類、又は事業実績明細書 ③支払運賃報告台帳 ④出荷事実の証明(取引当事者確認方式又は税理士確認方式) ⑤物流合理化計画の承認を受けた者は、自己評価をした上で、これを報告 ※特例承認を受けた者は(①、②、③、④)を提出する。				

(概要その2)出荷規模の基準<農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱別表第5>

単位 (トン/事業年度)

対象区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
青果物	350	700	1,000	1,500	1,500
花き	1,000	2,000	3,000	4,500	4,500
畜産物	1,500	3,000	4,000	5,000	5,000
鮮魚等	250	500	750	1,000	1,000
モズク	250	500	750	1,000	1,000

(概要その2の2)出荷規模の基準を満たさない出荷実績に対する減額措置

A:事業年度の県外出荷実績

B:事業年度の対象品目別の出荷基準量(別表第5号)

C:農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱別表第6の補助単価(減額補正前)

なお、ここで算定される補助単価は1円未満を切り捨てとする。

【基本算定式】

- (1) $A < B$ ならば
- (2) 減額補正後補助単価(D) = $C \times (A/B)$
- (3) 適用する補助単価は、(D)とする。

【県外出荷実績連動型減額算定式(以下「減額算定式」という。)]

- (1) 次に掲げる達成率のときは、【基本的算定式】を適用せず、ここで定める減額率を適用する。

(事業年度県外出荷達成率: $F = (A/B) \times 100$)

- ア ($F < 50\%$) ならば減額率(0.8)
- イ ($50\% \leq F < 60\%$) ならば減額率(0.7)
- ウ ($60\% \leq F < 70\%$) ならば減額率(0.6)
- エ ($70\% \leq F < 80\%$) ならば減額率(0.5)

- (2) 減額算定式による補助単価及び補正後交付額

$G = C \times (1 - \text{減額率})$ に基づき、減額補正後交付額 = $G \times A$ として確定する。

- (3) 減額算定式は、天災地変その他補助事業者の責に帰すべき事由がないときは、これを適用しない。

(概要その3)補助金交付の対象と品目について<農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱別表第1>

区分	対象区分	個別品目
野菜		さやいんげん、ゴーヤー、レタス、スイートコーン、ばれいしょ、さといも、オクラ、かぼちゃ、とうがん、すいか、メロン、ニンジン、ピーマン、島らっきょう、トマト、ミニトマト、きゅうり、キャベツ、モロヘイヤ、バジル、野菜パパイア、えだまめ、その他の野菜類
果樹	青果物	マンゴー、パパイア、中晩柑類(タンカン等)、パッションフルーツ、シークワーサー、パインアップル、アセローラ、びわ、アテモヤ、スターフルーツ、ドラゴンフルーツ、温州みかん、その他の果樹類
その他の農産物等		かんしょ(※1)、薬用作物類、ハーブ類、その他の地域特産作物 リュウキュウマツ等県産材、特用林産物(きのこ類等)
花き	花き	輪ぎく、小ぎく、スプレーギク、洋ラン、トルゴギキョウ、ストレリチア、ヘリコニア、レッドジンジャー、ソリダコ、切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、その他の花き類
畜産物	畜産物	牛肉類(※2)、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物
水産物	鮮魚等	エビ類(クルマエビ)、スギ、ハタ類(ヤイトハタ)、海ぶどう(クビレズタ)、アーサ(ヒトエグサ)、マグロ類、カジキ類、イカ類(ソデイカ)、カツオ類、その他の沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物
	モズク	モズク(※3)

上記の県産農林水産物は、主たる品目を例示するものである。また、単に切断した物や冷凍・解凍した物は、この要綱で定める県産農林水産物に含まれるものとする。ただし、次の掲げるものは適用を除外するものとする。

- 1 米及びサトウキビ
- 2 法令において栽培等の許可が必要であり、一般の販売が禁止されている県産農林水産物
- 3 食品表示法で定める加工品(ただし、第2条第3項で定める「一次加工品」を除く。)
- 4 次に掲げる注記事項(※)は、この限りでない。
 - (1) 「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。
 - (2) 「牛肉類」については、個体認識番号が確認できる12月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食肉として処理されることが確認できる場合には、牛肉類として取り扱うものとする。
 - (3) 「モズク」については、塩蔵されたモズクを含むものとする。

補助金交付の対象品目の基本的な考え方について

- ① まずは、県外出荷をする個別品目が、どの対象区分に含まれるかを確認して下さい。
- ② 対象区分が確定したら、規模要件に適合しているかを確認して下さい。
- ③ 補助金の交付は、対象区分ごとの申請書に基づく交付決定を受けた後、事業遂行状況の報告及び事業完了の報告に基づき、必要な審査を経たのち予算の範囲内で適正に交付されます。

(概要その4)補助金交付における基本額と補助単価の算定について

<農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱別表第6>

単位(円/KG)

輸送区間		個別品目の 対象区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	37	37	37
		花き	33	32	31
		畜産物	5	5	5
		鮮魚等	50	50	50
		モズク	5	5	5
宮古島	県外	宮古島産	65	65	65
	沖縄本島		30	30	30
石垣島	県外	石垣島産	72	72	72
	沖縄本島		40	40	40
久米島	県外	久米島産	25	25	25
	沖縄本島		12	12	12
南大東島 北大東島	県外	大東島産	57	57	57
	沖縄本島		20	20	20
伊江島	県外	伊江島産	38	38	38
	沖縄本島		5	5	5
伊平屋島	県外	伊平屋島産	10	10	10
	沖縄本島		5	5	5
伊是名島	県外	伊是名島産	10	10	10
	沖縄本島		5	5	5

単位(円/KG)

輸送区間		個別品目の 対象区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発地	着地				
多良間島	県外	多良間島産	82	82	82
	沖縄本島		45	45	45
石垣島 周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	85	85	85
	沖縄本島		45	45	45
与那国島	県外	与那国島産	98	98	98
	沖縄本島		50	50	50
沖縄本島 周辺離島	県外	津堅島産 久高島産 渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	11	11	11
	沖縄本島		5	5	5

『補助単価の算定』に関する基本的な考え方について

- ①沖縄本島を発地とする場合は、出荷する個別品目の対象区分（青果物、花き、畜産物、鮮魚等、モズク）にあたる基本額と、実費単価（県外出荷に要した支払運賃額÷県外出荷量）を比較して、実費単価が基本額と同じか、あるいは高いときは、基本額が補助単価となります。また、基本額より低いときは、実費単価に0.8を乗じた額（1円未満切捨）が補助単価となります。
- ②離島を発地とする場合は、対象区分（●●島産）にあたる基本額と、実費単価を比較して、実費単価が基本額と同じか、あるいは大きいときは、基本額が補助単価となります。ただし、沖縄本島を経由する場合は（離島→沖縄本島：②と同じ）、（沖縄本島→県外：①と同じ）のそれぞれ個別の算定が必要です。

補助金交付における『基本額』の考え方について

- ①令和3年度までの農林水産物流通条件不利性解消事業の実績報告（請求書等）、物流事業者等からの実勢運賃に関するヒアリング等を踏まえ、平均実勢輸送単価（航空、船舶）を算定しています。
- ②平均実勢輸送単価は、国の総物流施策大綱を踏まえ、全国の産地や農林水産物流通事業者と同じように物流合理化に取り組むべき集配送区間（いわゆる“横持ち”）を除き、沖縄の特殊性を踏まえた輸送区間（ドレージ⇒積み地（空港・港）⇒上げ地（空港・港））を算定の対象区間としています。
- ③基本額は、令和3年度までの農林水産物流通条件不利性解消事業の実績や国の政策等を踏まえ、「モーダルシフトの促進」と「共同輸送の推進」を図るため、対象品目別の目標船舶輸送比率に基づき、（基本額）＝{（目標船舶輸送比率）×（船舶単価）}＋{（1－目標船舶輸送比率）×（航空単価）}により算定しています。また、離島単価は、離島発の対象区分別の県外出荷実績を踏まえ、地域全体の平均単価を算定するものとなっています。

交付手続の基本的な流れ(R4 改正)

1. 交付申請の要件を確認する。

- (1) 物流合理化計画(p10 別記様式第1号)を知事に提出し、承認を受ける必要があります。
- (2) 補助を受けようとする対象品目に関する前年度実績が出荷規模要件を充たす必要があります。
- (3) 法人税又は所得税並びに消費税について滞納がないよう確認する必要があります。**
- (4) 消費税適格請求書発行事業者であるかを確認する必要があります。**
- (5) 適正に確定申告がなされているか確認する必要があります。
 - ①法人の場合（法人事業概況説明書）
 - ②個人の場合（第一表及び事業所得の申告に附属する収支内訳書）

2. 期日までに交付申請をする。

- (1) 知事の承認がある物流合理化計画（該当者のみ）を提出します。
- (2) 別記様式（交付申請書及び事業計画書）を作成し、これを提出します。
- (3) 納税証明書（法人税又は所得税並びに消費税）、印鑑登録証明、法人登記全部事項証明の添付書類を準備して、これを提出します。**
- (4) 消費税適格請求書発行事業者であり、青色申告事業者（令和6年度申請より適用）であることを証する書類を提出します。**
- (5) 直近の確定申告書類（1の(5)の①又は②）を提出します。
- (6) 補助事業者履行義務誓約書を理解し、これを提出します。
- (7) 暴力団排除に関する誓約書を理解し、これを提出します。

3. 交付決定を受け、四半期ごとの期日までに遂行状況を報告する。

- (1) 税法で定める法定書類（帳簿、書類等）の作成に基づき、別記様式（売上報告表、仕入報告表、支払運賃報告表）と、月別支払運賃報告台帳（物流事業者別、日付順の請求書写しを取りまとめた報告用台帳）を作成します。
- (2) 期日までに別記様式（事業遂行状況報告書、同明細書）、別記様式（売上報告表、仕入報告表、支払運賃報告表）及び月別支払運賃報告台帳の一式を提出します。

4. 事業完了を報告する。

- (1) 税法で定める法定書類（帳簿、書類等）の作成に基づき、別記様式（売上報告表、仕入報告表、支払運賃報告表）と、支払運賃月別報告台帳（物流事業者別、日付順の請求書写しを取りまとめた報告用台帳）を作成します。
- (2) 期日までに別記様式（事業遂行状況報告書、同明細書）、別記様式（売上報告表、仕入報告表、支払運賃報告表）及び支払運賃月別報告台帳の一式を提出します。

5. 後年度における再確定等を報告する。

- (1) 事業完了報告後に、知事の指示又は確定申告後に法定帳簿に誤り等が確認されたときは、速やかに実績報告書等の修正を行い、知事の報告します。
- (2) 知事の実地調査（現年度、後年度）により、提出された書類と、税法で定める法定書類の内容が一致しないときは、知事の指示に従い必要な修正を速やかに図り、これを報告します。

1. 交付申請の要件を確認する

1. 1 物流合理化計画の作成について(令和6年度より完全適用)

【趣旨】

○国の総合物流施策大綱に基づき持続可能な県産農林水産物の物流ネットワークの構築に向けて、出荷事業者における「利益・原価の見える化」と、補助事業者としての「説明責任の明確化」を図り、物流合理化に向けた自立的な取組を客観的に評価することを目的とします。

○県は、国に対して政策効果の見える化と説明責任を果たすとともに、補助事業者との対話により物流合理化に向けた自立的な取組みについて共有を図り、令和9年度に向けた「事業のあり方」に関する現状把握に努めます。

1. 1. 1 物流合理化計画を作成するための準備について

①物流合理化計画は、今期の売上目標、予定売上原価、予定物流コストを記載しますので、各事業者において毎年度策定されると思われる予算計画又は利益計画をご準備下さい。

②物流合理化計画は、直近3年度実績(N、N-1、N-2)に基づく物流合理化指標を記載しますので、各事業者において確定申告で添付された法定書類等をご準備下さい。

1. 1. 2 物流合理化計画の測定項目に関する算定の基本的な考え方

(1) 物流コスト・輸送比率について

①物流コスト＝輸送費＋保管費＋包装費＋流通加工費＋情報処理費＋物流管理費

②物流コストの構成科目は、財務会計処理として売上原価又は販売費・一般管理費で計上されていると思います。そこで、次のような考え方で再集計の処理を行い、記載をお願いします。
ただし、消費税を控除した（税抜き費用）として計上をお願いします。

(1-2) 物流コスト構成科目の基本的な考え方

①「輸送費」は、税務申告の費用計上額としての「支払運賃ベース」とします。

②「保管費」は、税務申告の費用計上額としての「倉庫使用料としての支払いベース」とします。

③「包装費」は、税務申告の費用計上額としての「商品を物理的に保護するための工業包装（内装費及び外装費）に要した費用」とします。

④「流通加工費」は、商流・物流の一部として販売先の求めに応じて加工する費用とします。

⑤「情報処理費」は、物流に関する情報を処理・伝達するための費用とします。

⑥「物流管理費」は、物流業務を担う部門コスト（人件費、運営費）とします。

1. 1. 2 物流合理化計画の測定項目に関する算定の基本的な考え方

(2) 平均積載効率について

- ①航空輸送コンテナとしてLD3コンテナ（1トン）を基準として、これを専用コンテナとして利用すると仮定したとき、平均積載効率がどれくらいかを測ります。
- ②船舶輸送コンテナとして20Ftコンテナ（20トン）を基準として、これを専用コンテナとして利用すると仮定したとき、平均積載効率がどれくらいかを測ります。

(2-2) 平均積載効率の算定に関する基本的な考え方

- ①（月別の航空輸送総量）÷（月別の航空輸送回数）＝（平均航空輸送量（Kg））
①-2 {①平均航空輸送量（Kg）} ÷ {航空輸送コンテナ平均規準量（500Kg）}
- ②（月別の船舶輸送総量）÷（月別の船舶輸送回数）＝（平均船舶輸送量（Kg））
②-2 {②平均船舶輸送量（Kg）} ÷ {船舶輸送コンテナ平均規準量（10,000Kg）}

(3) 平均配送頻度について

月別の仕向地別（東京、大阪、福岡）の1週間あたりの平均配送頻度を測ります。

(3-2) 平均配送頻度の算定に関する基本的な考え方

（月別の仕向地別配送総回数）÷（月あたり4週）＝（仕向地別平均配送回数／週）

(4) 平均配送ロットについて

月別の仕向地別（東京、大阪、福岡）の1回あたりの平均配送量（トン）を測ります。

(4-2) 平均最小配送ロットの算定に関する基本的な考え方

（月別の仕向地別配送総量）÷（月あたり配送総回数）＝（仕向地別平均配送量／回）

※仕向地別の配送総量は、仕向地別の航空輸送量と船舶輸送量の合計値と一致するものとします。

※配送総回数についても、販売先への輸送回数の合計値と一致するものとします。

1. 1. 3 物流合理化の課題設定に関する基本的な考え方

（課題設定において参考とする資料）

- 交付要綱第2条第6項第3号に定める「食品等の流通の合理化に関する基本方針（平成30年農林水産省告示二千二百七十九号）」
- 同第5号としての「食品流通の合理化に向けた取組について（第1次中間取りまとめ_令和2年4月）」

（課題設定における留意事項）

- 物流合理化の取組は、出荷事業者ご自身の「稼ぐ力（利益）」の向上、すなわち事業の持続的な成長（売上）に向けた取組であるとともに、事業環境の変化に適切に対応（原価管理）していくために、現状と利益計画とのギャップを埋めていく行動の目標として、最大3つまで設定してください。
- 事業完了時に、設定した行動目標と、物流合理化指標の計画と実績の差異について、自己評価を行い、次年度の事業活動、交付申請に反映してください。

1.2 出荷規模の要件について

【留意事項】

○出荷規模の要件は、交付申請をしようとする対象品目別の前年度出荷実績が(要綱別表第5)の基準量以上であること。また、適正な税務申告のための法定書類その他の補助簿(売上帳、仕入帳、支払運賃帳など)等により、客観的に証明できなければ、交付申請をすることはできません。

出荷規模の基準<農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱別表第6> 単位(トン/事業年度)

対象区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
青果物	350	700	1,000	1,500	1,500
花き	1,000	2,000	3,000	4,500	4,500
畜産物	1,500	3,000	4,000	5,000	5,000
鮮魚等	250	500	750	1,000	1,000
モズク	250	500	750	1,000	1,000

1.2.1 出荷規模の要件に関する移行措置について

旧要綱第7条に基づき令和3年度の交付決定を受けた者であり、交付決定書の所在地が「那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、与那原町、南風原町、八重瀬町」のいずれかに該当する者は、令和4年度から令和5年度まで適用を免除する。

1.3 適正な税務申告及び納税義務の履行について

○本事業は、国民の皆さまの納税による財源に基づき執行されます。
○本事業の交付申請をなさろうとお考えの皆さまにおかれましては、税法上の義務が果たされているかご確認いただけますよう宜しくお願いします。

2. 期日までに交付申請をする

2.1 交付申請書及び事業計画書の作成について

- ①申請できる事業者の適格要件は、次の何れかに該当する者とする。
- (1) 農業協同組合及び農事組合法人
 - (2) 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
 - (3) 森林組合及び森林組合連合会
 - (4) 農林漁業者が組成する出荷組合（以下「共同企業体方式」という。）で、協定、規約、規定等を定め、かつ全ての構成員がこれに同意していること（以下「協定書」という。）。
 - (5) 食品流通事業者は、次に掲げる事項をみたす者をいう。
 - ア 主たる事業所が県内市町村にあり、住民税の未納がない者
 - イ 県産農林水産物に関する直近3年間の販売実績を証明することができる者
 - ウ この号の食品流通事業者は、複数の者による共同企業体方式を含むものとし、これを組成するときは(4)の例による。また、食品流通事業者と農林漁業者が共同事業体を組成するときも(4)の例によるものとし、この号の食品流通事業者とみなすものとする。
 - (6) 出荷規模に関する移行措置の対象者である「旧要綱第7条による令和3年度の交付決定を受けた者」は、従前の例による。ただし、新たな構成員の追加等は、適格性を充たさないものとする。

共同企業体方式を採用する事業者の皆さまは、この手引き及びホームページに掲載する「協定書の例」を、ご活用ください。

- ②交付申請書の「団体名、所在地、代表者名」は、それぞれ添付する「法人登記全部事項証明、印鑑登録証明書、納税証明書、共同企業体方式のときの協定書」に明記されている事項を参照し、適式に作成する。

- ③申請事業者は、規模要件に適合するように、交付申請対象区分(青果物、花き、畜産物、鮮魚等、モズク)を選択する。

※交付申請対象品目が2品目以上になるとき

⇒事業計画書(1申請者の概要、2事業実施期間、3交付申請内訳、4交付申請明細、5前年度出荷実績)を、それぞれ作成する。

2.2 交付申請について

- ①県のホームページに例年6月上旬までに「申請の案内」を掲載します。
申請を予定される皆さんは、必要な様式の作成、及び添付書類のご準備をお願いします。
- ②申請を予定される皆さんは、申請書類一式(添付書類を含む。)を持参または郵送により「申請の案内」にある期限までに提出をお願いします。なお、指定の期限を徒過すると受理されません。
- ③申請書類一式(添付書類を含む。)を受理された皆さんは、指定されるメールアドレス宛に「提出した申請書類(申請書、事業計画)」の電子ファイル(EXCEL、Word)を期限までに提出します。

記入例

令和●年●月●日

申請の日付を記載

沖縄県知事 殿

事業者の単独申請名又は共同事業体申請名

【代表者氏名の取扱】

（法人の場合）

「法人全部登記事項の商号、役職名、氏名」とし、

（個人の場合）

「印鑑登録証明に表示される住所、氏名」とすること。

団体名 ●●共同企業体
所在地 ●●市●●1-1-1
代表者名 商号又は名称
代表取締役 ●● ●●

農林水産物条件不利性解消事業補助金交付申請書
（競争条件不利性改善対策）

令和●年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

交付申請内訳、交付申請明細（出荷計画等）

1 事業計画

別添のとおり

交付申請内訳の合計額と一致します。

2 交付を受けようとする補助金の額

金 ●●●, ●●● 円（内訳は別添）

3 添付書類

競争条件不利性改善対策実施要領で定める添付資料一式

- (1) 知事の承認がある物流合理化計画を提出する。
- (2) 交付申請書及び事業計画書を作成し、これを提出する。
- (3) 納税証明書（法人税又は所得税並びに消費税）、
印鑑登録証明、法人登記全部事項証明の添付書類を提出する。
- (4) 消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類を提出する。
- (5) 青色申告事業者（令和6年度より）であることを証する書類を提出する。
- (6) 直近の確定申告の写し
→ 法人の場合（法人事業概況説明書）
→ 個人の場合（第一表及び事業所得の申告に附属する収支内訳書）
- (7) 補助事業者履行義務誓約書を理解し、これを提出する。
- (8) 暴力団排除に関する誓約書を理解し、これを提出する。
- (9) その他の関係書類として、単独事業者ではなく、複数の事業者が共同企業体方式で申請する場合は次の書類一式を提出する。
① 共同企業体協定書（この手引きに掲載する協定書の例によること。）
② 共同企業体の構成員名簿を作成し、構成員別に上記（3）、（4）及び（5）の書類一式
ただし、（4）の消費税適格請求書発行事業者に関する取扱については、消費税法の定めにより「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」に代えるものとする。
③ 共同企業体が生産者共同出荷組織の場合は、別に定める農林水産業従事者事実証明の一式
- (10) 交付金の支払いに必要となる「口座振込情報」については、
「交付決定を受けた事業者名又は共同企業体代表者名の通帳の写し」の提出する。

1 申請者の概要

（ふりがな） 名 称	●●共同企業体 代表 商号 代表取締役 ●● ●●		
所 在 地	〒 ●●●●●●		
代 表 者 名	代表 商号 代表取締役 ●● ●●	電 話 番 号	●●●● - ●●●● - ●●●●
実務責任者	商号 役職 ●● ●●	メールアドレス	■●@▲.▲.jp

2 事業実施期間

令和●年●月●日 ~ 令和●年●月●日

基本的に
4月1日～3月31日

規模要件に適合した対象区分(青果物、花き、畜産物、鮮魚等、モズク)を選択する。

3 交付申請内訳

交付申請対象区分 青果物

輸 送 区 間		対象品目	輸送重量	基本額	小計
発 地	着 地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
		花き	kg	32 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産	kg	25 円/kg	円
	沖縄本島		kg	12 円/kg	円
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産	kg	57 円/kg	円
	沖縄本島		kg	20 円/kg	円
伊江島	県外	伊江島産	kg	38 円/kg	円
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島		kg	45 円/kg	円
石垣島周辺離島	県外	竹富島産	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島	西表島産等	kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島		kg	50 円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産 久高島産 渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	kg	11 円/kg	円
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
合 計					●●● 円

交付申請明細の出荷計画の申請額合計と同じ

○沖縄本島分としての記載できる一般的な事例

①【離島→県全域からの沖縄本島に集約（JAおきなわ、花き農協、食品流通事業者）⇒県外】については、「離島→県外：○○島産」と「本島→県外：対象品目別としての青果物等」に分けて記載する。

②【離島⇒県外】について、輸送経路の日程の都合等により、当月分が沖縄本島に留置され、翌月分として県外出荷される例は、この例に該当しないものとする。この場合は、翌月分の県外出荷量に反映させるものとする。

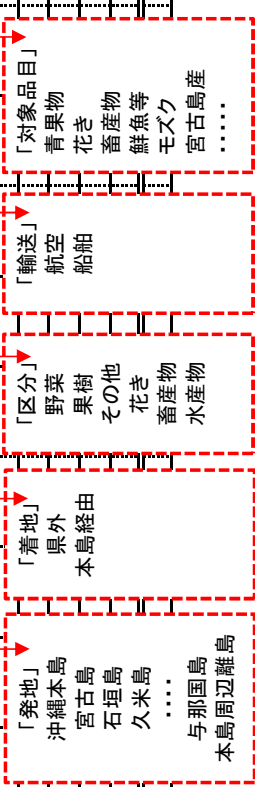
記入例

4 交付申請明細(今年度出荷計画)		5 前年度出荷実績														
個別品目	交付申請対象区分		輸送重量(kg)												申請額 (円)	
	輸送区間	輸送方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		計
	発地	着地														
	①	②	円	円												
ゴ-ヤ-	沖縄本島	県外	野菜	航空	青果物	37										
ゴ-ヤ-	宮古島	本島経由	野菜	船舶	宮古島産	30										
ゴ-ヤ-	宮古島	県外	野菜	航空	宮古島産	65										
ゴ-ヤ-	久米島	本島経由	野菜	船舶	久米島産	12										
マンゴー	沖縄本島	県外	果樹	航空	青果物	37										
ハインアツプル	石垣島/宮古島	県外	果樹	船舶	西表島産等	85										
薬用作物類	与那国島	県外	その他	航空	与那国島産	98										
小ぎく	沖縄本島	県外	花き	船舶	花き	32										
小ぎく	伊江島	本島経由	花き	船舶	伊江島産	5										
合計																

『4 交付申請明細(今年度出荷計画)』と『5 前年度出荷実績』は、規模要件に適合した交付対象品目別に作成する。
 また、『3 交付申請内訳』も、同じ交付対象品目別に作成する。
 ※『交付申請対象品目の内訳』となる『区分』と『個別品目』の種別を一致させる。

個別品目は、(概要その3)を参考に、具体的な品目を明示する。

「発地・着地」、「区分」、「輸送方法」、「対象品目」は、セル内の項目を選択する。



申請書の補助金の額と一致します。

出荷品目	5 前年度出荷実績													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
出荷品目														
合計														

前年度出荷実績量は次のとおりとする。
 (前年度補助事業者)
 ⇒ 補助事業実績報告と同じ数量とする。
 (新規の補助金申請者)
 ⇒ 前年度販売実績の数量とする。

共 同 企 業 体 協 定 書

(目的)

第1条 本協定は、次の業務を共同して営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(1) 令和●年度農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱に定める競争条件不利性改善対策にかかる申請の対象となる事業に関する業務(以下「交付申請事業」という。)

(2) 前号に関連する事業若しくは業務

2 前項の業務のうち、各構成員が実施する業務については、別途協議のうえ定めるものとする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、●●・●●・●●共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を●●(住所・企業名)内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和●年●月●日に成立し、その存続期間は令和●年●月●日までとする。

2 交付申請事業が認められなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、解散するものとする。

3 第1項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、●●を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、交付申請事業に関する申請業務及び交付決定者と調整する権限、並びに自己の名義をもって交付申請事業に関する(概算払金を含む。)の見積、請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務の範囲及び経費)

第8条 各構成員の業務の分担及び分担業務の経費については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

(運営会議)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営会議(以下「会議」という。)を設け、当企業体の運営に関する重要な事項について協議の上決定し、交付申請事業の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、交付申請事業の適正かつ円滑な実施を図るため、当企業体の履行する義務に関し、連帯して責任を負うものとする。ただし、当企業体の金銭債務の負担の履行に関しては、前条の会議で別に定めるときは、この限りでない。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(交付申請事業の実施期間における構成員の脱退)

第13条 構成員は、構成員全員の承認がなければ、当企業体が交付申請事業を完了する日までは脱退することができない。

(解散後の交付決定者からの指示)

第14条 当企業体が解散した後においても、交付申請事業につき交付決定者から指示があったときは、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第15条 この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

●●外●社は、上記のとおり●●・●●・●●共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を●通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、交付決定者である沖縄県知事に1通を提出するものとする。

令和●年●月●日

代表者 商号又は名称
代 表 者 印

商号又は名称
代 表 者 印

商号又は名称
代 表 者 印

補助事業者履行義務誓約書

私は、農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱に定める競争条件不利性改善対策にかかる交付申請をするにあたり、下記の事項の全てに対して宣誓又は同意します。

- (1) 農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)を遵守します。
- (2) 交付申請の要件をすべて充たし、必要な添付書類を漏れなく期日までに提出します。
- (3) 要綱で定める提出すべき書類は、知事が指示する期限までに提出します。
- (4) 要綱で定める提出すべき書類の内容に関して、虚偽又は誤謬がないよう十分に注意します。
- (5) 他の申請者又は交付決定を受けた者に対し、自らの都合、不注意もしくは怠慢により、補助金交付の適正かつ円滑な事務の執行を遅滞させる等の迷惑行為をしないことを表明します。
- (6) 交付決定者である沖縄県知事の委任した者(以下「交付決定者」という。)の指示、指導、事情聴取及び立入検査等に誠実に応じることを誓約します。
- (7) 要綱で定める提出すべき書類に関して、知事が指示する期限までに当該書類を提出できないときは、書類不備として受理されないこと、並びに交付金の算定の対象外となることに同意します。
- (8) 要綱に違反する事実を交付決定者が確認したとき、又は要綱で定める提出すべき書類の内容に関して多数の誤謬があることを交付決定者から指導を受け、同じような誤謬に基づき再指導を受けたときは、交付決定の取り消しがあることを承諾し、当該取り消しの処分を受けたとしても自ら履行すべき義務に違反したことを表明します。
- (9) 交付決定に関する基本的な事実(氏名、住所、補助対象区分、主な品目)、及び補助金交付の基本的な事実(氏名、住所、補助対象区分、主な品目、出荷実績量、補助金交付実績額)が公表されることに同意します。

令和●年●月●日

代表者	商号又は名称	
	代 表 者	印
	商号又は名称	
	代 表 者	印
	商号又は名称	
	代 表 者	印

暴力団排除に関する誓約書

私は、令和●年農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱に基づく補助金交付申請手続きにあたり、下記の記載内容を誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、沖縄県から、いかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

記

- 1 私は、次に掲げる事項に該当いたしません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 役員等が暴力団員であると認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - (5) 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 弊社は、上記1に掲げる事項に該当する者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約を行いません。
- 3 弊社は、補助事業の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくその旨を沖縄県知事に報告するとともに、警察に届けます。

令和●年●月●日

代表者 商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

3. 交付決定を受け、四半期ごとの期日までに事業の遂行状況を正しく報告する

3.1 事業遂行状況報告書の基本的な考え方について

① 事業遂行状況報告は、四半期ごとの県外出荷実績量と交付見込み額を、知事と交付決定を受けた者が、交付決定を受けた者が提出する客観的な資料に基づき、相互に確認する手続で

② 事業遂行状況報告で提出する書類は、次のとおりです。

②-1 事業遂行状況報告書(輸送実績数量、補助見込み額)

②-2 遂行状況明細書(個別品目、輸送区間、輸送方法、補助単価、輸送重量、実績額)

②-3 遂行状況明細書附属書類(各月分の仕入高、売上高及び支払運賃報告等)

②-4 令和●年●月分「出荷取扱証明」、又は「出荷事実証明申告書」

※作成手順(②-3を作成 ⇒ ②-2を作成 ⇒ ②-1を作成)で正確な報告書ができます。

③ **遂行状況明細書附属書類の作成**は、下図のとおり税務申告のための日常的な簿記・会計の処理の一つとして位置づけるものとなっています。

これにより、国庫補助事業である本事業のために提出される資料と、税務申告上の書類(帳簿その他の帳票等)との密接な関連性を確保し、客観的かつ円滑に、交付決定者と交付決定を受けた者が相互に確認と検証ができる仕組みとします。

また、**国の会計実地検査、交付決定者の補助金実地検査、税務当局の調査等に対し、交付決定を受けた者みずから客観的に補助事実を証明できる仕組み**を図るものとしています。

	仕入取引 (仕入帳)	仕入高報告	販売取引 (売上帳)	売上高報告	輸配送取引 (支払運賃帳)	支払運賃報告
いつ	記帳した日	取引日	記帳した日	取引日	記帳した日	請求書の日付
誰が	農協、漁協、 食品流通事業者	交付決定 を受けた者	農協、漁協、 食品流通事業者	交付決定 を受けた者	農協、漁協、 食品流通事業者	交付決定 を受けた者
誰に、 誰から	生産者等	—	卸売市場 小売業者等	販売先	第2種貨物利用 運送事業者	出荷取扱証明
何を	県産農林水産物	個別品目	県産農林水産物	個別品目	県産農林水産物	個別品目
どれくらい	記帳した量	仕入数量(Kg)	記帳した量	販売数量(Kg)	記帳した量	輸送数量(円)
いくらで	記帳した金額	税抜き 仕入高(円)	記帳した金額	売上高(円)	記帳した金額	請求額、支払額
どこから どこに	産地から仕入れ	仕入先	輸配送の委託	配送先	委託の条件	発地、仕向地
どんな条件	品質その他の 取引条件	—	品質その他の 取引条件	—	品質その他の 取引条件	輸送方法
いつまでに 履行する等	納品の期限 決済の期限	—	納品の期限 決済の期限	—	配達条件 決済の期限	—

3.2 遂行状況明細書附属書類(3.1②-3)の作成に関する基本的な考え方について

遂行状況明細書附属書類は、以下のような一般的な取引事例を想定し、日常的な簿記・会計の処理とあわせて、物量会計の視点から報告する形式としています。

- ①Aは、ある日、Bから県産農林水産物の受託や仕入（個別品目、産地、仕入高、数量）をした。
- ②Aは、ある日、Cからの注文（個別品目、単価、数量、納期）を受け、これと販売契約をした。
- ③Aは、ある日、Cとの契約を実行するため、物流事業者Xに輸配送の委託をした。

令和●年4月分

仕入先⇒仕入れ量、仕入高	仕入れ量⇒販売量
北部地区(●Kg)、(■円)	当月販売量
中南部地区(●Kg)、(■円)	
宮古島(●Kg)、(■円)	
石垣島(●Kg)、(■円)	
久米島(●Kg)、(■円)	
.....	
.....	次月繰越(棚卸資産)

受託販売や仕入販売等は「仕入処理」として統一します。

事例によれば、Bからの仕入処理として

○どこの産地等⇒仕入先(北部地区など)

○個別品目、仕入高、数量⇒仕入れ量、仕入高

※売上処理、支払運賃処理も同じような取扱で考えます。

令和●年4月分

売上高⇒販売量、販売高	物流委託(発地)
北部地区(●Kg)、(■円)	北部地区(●Kg)
中南部地区(●Kg)、(■円)	中南部地区(●Kg)
宮古島(●Kg)、(■円)	宮古島(●Kg)
石垣島(●Kg)、(■円)	石垣島(●Kg)
久米島(●Kg)、(■円)	久米島(●Kg)
.....
.....

※(仕入量) ≥ (販売数量)と想定されます。ただし、次月繰越分がないときは、当月仕入量と当月販売量は一致すると推定。

令和●年4月分

物流委託(仕向地、請求額)	交付対象の判別
東京(●●Kg)、(■■円)	県外出荷量①(●●●Kg) 支払運賃額②(■■■■円)
大阪(●●Kg)、(■■円)	
福岡(●●Kg)、(■■円)	
本島経由(●Kg)、(■円)	本島経由分(●Kg、■円)
県内(●Kg)、(■円)	補助対象外(県内●Kg)

令和●年5月分

仕入先⇒仕入れ量、仕入高	仕入れ量⇒販売量
前月繰越分	当月販売量
北部地区(●Kg)、(■円)	
中南部地区(●Kg)、(■円)	
宮古島(●Kg)、(■円)	
石垣島(●Kg)、(■円)	
久米島(●Kg)、(■円)	
.....	次月繰越量(棚卸資産)

※(販売数量) ≤ (輸送数量)と想定されます。沖縄経由分が県外出荷量に含まれている場合、二重に計算されるため。

仕入先が大量にあるときは、月締め「取引先別」に集計するなど、事務処理の効率と、仕入実態の的確な報告を踏まえ、適切な表示で記載しても差し支えありません。

交付対象の判別	算定発地別の集計処理 (発地⇒算定発地)	算定発地別 実費単価	基本額	判定 ⇒遂行状況明細(単価)
県外出荷量 (●●●Kg)	北部・中南部⇒沖縄本島 (●●●Kg、■■■■円)	実費単価@ =■■■■÷●●● =@■(1円未満切捨)	沖縄本島⇒県外 青果物 @37	もし@■>@37⇒@37 もし@■<@37⇒(*) (*)=@■×0.8
支払運賃額 (■■■■円)	宮古島(●Kg、■円)	上に同じ	宮古島産 @65	上に同じ
	石垣島(●Kg、■円)	上に同じ	石垣島産 @72	上に同じ
	上に同じ	上に同じ
	上に同じ	上に同じ
本島経由分 (●Kg、■円)	宮古島(●Kg、■円)	上に同じ	宮古島産 @30	上に同じ
	上に同じ	上に同じ
補助対象外(県内●Kg)	宮古島(●Kg、■円)	-	-	-

3.3 事業遂行状況報告書の添付書類に関する取扱について

3.3.1 遂行状況明細書附属書類における支払運賃報告台帳(以下「台帳」という。)について

(1) **支払運賃報告台帳**は、支払運賃報告に記載された事実を客観的に担保するため、遂行状況報告書の必要書類として提出しなければならない。**知事が定める期限までに、この提出がないときは、書類不備として受理されないものとし、交付金の算定対象とされないものとする。**

(2) 台帳は、交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して**5年間の保存義務**がある。

記入例(抜粋)

令和●年●月分支払運賃報告									報告台帳整理番号
※委託日	個別品目	委託事業者	発地	仕向地	輸送方法	輸送数量(Kg)	請求額(円)	支払額(円)	
2	ゴーヤー	■●会社	中南部地区	東京	船舶	180	■●●	●●●	■●-01
2	ゴーヤー	▲▲会社	宮古島	東京	航空	20	■●●	●●●	▲▲-01
2	ゴーヤー	▲▲会社	宮古島	本島経由	航空	80	■●●	●●●	▲▲-02
3	ゴーヤー	▲▲会社	宮古島	県内	航空	50	■●●	●●●	▲▲-02
3	マンゴー	■▲会社	北部地区	東京	航空	50	■●●	●●●	■▲-01
4	マンゴー	■▲会社	中南部地区	大阪	航空	30	■●●	●●●	■▲-02
4	パイナップル	■▲会社	石垣島周辺離島	大阪	船舶	50	■●●	●●●	■▲-03
4	パイナップル	■▲会社	石垣島周辺離島	県内	船舶	20	■●●	●●●	■▲-04

【支払運賃報告と支払報告台帳のポイント】

①委託事業者別に、請求書の日付順(※委託日)に支払報告運賃に必要事項を記載する。

②それぞれ請求書の写しに「報告台帳整理番号」を、上の例のように決めて、それを記載する。

③「報告台帳整理番号」の決め方として、次の例のように各委託事業者に対してアルファベット順に、略記号を割り振るものとする。
 ■●(A)、▲▲(B)、■▲(C)

(報告例)

表紙
 ●月分
 ■事業者(A)

A-01
 請求書の写し

支払運賃報告台帳の添付資料(その1)
 ※『出荷取扱証明』
 ⇒事業者と出荷事実を相互確認する方式

支払運賃報告台帳の添付資料(その2)
 ※『出荷事実証明申告書』
 ⇒事実確認を顧問税理士等に求める方式

請求書(例)

請求日令和●年●月●日

●●共同企業体 様

内訳明細 ××× ●●

小計 ●●●

消費税 ●●

合計 ●●●

登録番号 T-×××××

■▲事業者

証票として認める請求書に関する要件(消費税インボイス対応_令和5年度より完全適用)

①適格請求書発行事業者の氏名又は名称、②登録番号、③取引年月日、④取引の内容(※)⑤税抜(税込)取引金額、⑥⑤に対する消費税額及び適用税率⑦請求書等の受領者の氏名又は名称(以下「宛名」という。)

(※支払運賃報告の記載事実が確認できないときは、別途「送り状等(伝票)」を添付すること。)

上記の要件⑦に関する取扱(R4改正)

適式な宛名は、「事業遂行状況報告書で表示される団体名」(令和8年度より完全適用)

※ただし、令和4年度から令和7年度までは**移行措置**として、下記のとおり取扱とする。

①令和4年度は、令和3年度の例により、個別事業者ごとの宛名でも差し支えないものとする。

②令和5年度から、「○○共同企業体(○○事業者)」とした宛名とする。

記入例

令和●年●月●日

沖縄県知事 殿

申請の日付を記載

交付決定通知の記載内容を転記する。
なお、変更交付決定後は、変更交付決定の番号とする。

交付決定 沖農指令第●●号ー■■
 団体名 ●●共同企業体
 所在地 ●●市●●1-1-1
 代表者名 ●● ●●

農林水産物条件不利性解消事業遂行状況報告書
 （競争条件不利性改善対策）

令和●年●月●日付け交付決定の通知を受けた農林水産物条件不利性解消事業について同
 事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき遂行状況を次のとおり報告します。

規模要件に適合した対象区分（青果物、花き、畜産物、鮮魚等、モズク）を選択する。

- ①4月～6月
- ②7月～9月
- ③10月～12月
- ④1月

農林水産物条件不利性解消事業遂行状況

（令和●年●月～令和●年●月）

交付申請対象区分 青果物

輸送区間		対象品目	輸送重量	基本単価	小計
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	260 kg	37 円/kg	9,620 円
		花き	kg	32 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	20 kg	65 円/kg	1,300 円
	沖縄本島		80 kg	30 円/kg	2,400 円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産			
	沖縄本島				
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産			
	沖縄本島				
伊江島	県外	伊江島産			
	沖縄本島			5 円/kg	円
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島			5 円/kg	円
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島			5 円/kg	円
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島			45 円/kg	円
石垣島周辺離島	県外	竹富島産	50 kg	85 円/kg	4,250 円
	沖縄本島	西表島産等	kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島			kg	50 円/kg
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産		11 円/kg	円
		久高島産			
		渡嘉敷島産			
		座間味島産			
	沖縄本島	粟国島産	kg	5 円/kg	円
		渡名喜島産			
合計					17,570 円

○遂行状況明細書から転記して作成する。

○該当する対象品目の中で
 （基本単価＞実費単価）のときは、
 基本単価の欄に「※」を記載する。

遂行状況明細書の実績額と一致します。

記入例

遂行状況明細書			交付申請対象区分		青果物																	
個別品目	輸送区間		輸送方法	補助額(円)	輸送重量(kg)												実績額 (円)					
	発地	着地			区分	①	②	対象品目	単価	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	12月	1月	2月	3月
ゴーヤー	沖縄本島	県外	船舶	37									180								180	6,660
ゴーヤー	宮古島	県外	航空	65									20								20	1,300
ゴーヤー	宮古島	本島經由	航空	30									80								80	2,400
マンゴー	沖縄本島	県外	航空	37									80								80	2,960
パイナップル	石垣島/那覇	県外	船舶/航空	85									50								50	4,250
合計													410								410	17,570

○附属明細書の「支払運賃報告表」及び「遂行状況明細書の補助単価の算定」を参照して、必要な記載を行うものとする。

○補助額の単価が「基本単価 > 実費単価」となったときは、「※」を記入し、それ以外の「重量、実績額」は算定した量及び金額を記載する。
 なお、基本額以下となった例月がある個別品目の行は、単価の欄に「※」と記載する。

輸送重量合計は、附属明細書の「遂行状況明細書の補助単価の算定」における合計の欄(県外分、本島經由分、総計)と一致します。

(参照)前年度出荷実績

出荷品目	県外出荷量(kg)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計													

遂行状況詳細書附属書類

記入例

令和●年●月分仕入高報告				令和●年●月分売上高報告				令和●年●月分支払運賃報告													
取引日	個別商品	仕入先	仕入数量 (kg)	仕入高 (円)	取引日	個別品目	販売先	販売先	配送先	販売数量 (kg)	売上高 (円)	※委託日	個別品目	委託事業者	発地	仕向地	輸送方法	輸送数量 (kg)	請求額 (円)	支払額 (円)	報告台帳整理番号
1	ゴージャ	中南部地区	100	●●●●	2	ゴージャ	別売市場	別売市場	関東地区	180	●●●●●●	2	ゴージャ	■●●会社	中南部地区	東京	船舶	180	■●●●	●●●●	●●-01
1	ゴージャ	宮古島	150	●●●●	2	ゴージャ	小売業者	別売市場	関東地区	20	●●●●●●	2	ゴージャ	▲▲▲会社	宮古島	東京	航空	20	■●●●	●●●●	▲▲-01
2	マンゴー	北部地区	100	●●●●	3	マンゴー	食品製造業者	別売市場	関東地区	30	●●●●●●	2	ゴージャ	▲▲▲会社	宮古島	本島経由	航空	80	■●●●	●●●●	▲▲-02
3	パイナップル	石垣島周辺離島	100	●●●●	4	マンゴー	飲食・ホテル等業者	別売市場	近畿地区	50	●●●●●●	3	マンゴー	■▲▲会社	北部地区	東京	航空	50	■●●●	●●●●	▲▲-01
					4	パイナップル	消費者向け直接販売	別売市場	近畿地区	50	●●●●●●	4	マンゴー	■▲▲会社	中南部地区	大阪	航空	30	■●●●	●●●●	▲▲-02
												4	パイナップル	■▲▲会社	石垣島周辺離島	大阪	船舶	50	■●●●	●●●●	▲▲-03
仕入高報告は、税務申告の法定帳簿にかかる補助簿(仕入帳)の記載事項に照らし、この報告書を作成して下さい。 また、仕入高は、税抜方式とします。				売上高報告は、税務申告の法定帳簿(売上帳)の記載事項に照らし、この報告書を作成して下さい。また、売上高は、税抜方式の金額とします。				支払運賃報告は、税務申告の法定帳簿(仕訳帳)、その補助簿(現金出納簿、経費帳等)の記載事項に照らし、この報告書を作成して下さい。また、請求額及び支払額は、税抜方式により(消費税額を除いた金額)とします。				請求額と支払額は、原則的に一致するものと想定します。 なお、支払月が、翌月となった場合も「未払費用」として月次決算等を作成して下さい。									
仕入高報告と売上高報告の関係について留意する事項 ⇒「仕入高」>「販売数量」の場合には、棚卸資産として翌月に繰り越すものと想定します。				売上高報告と支払運賃報告の関係について留意する事項 ⇒「販売数量」の月次合計は、「輸送数量」の月次合計と原則的に一致するものと想定します。また、請求額と支払額は、原則的に一致するものと想定します。				請求額と支払額は、原則的に一致するものと想定します。 なお、支払月が、翌月となった場合も「未払費用」として月次決算等を作成して下さい。				請求額と支払額は、原則的に一致するものと想定します。 なお、支払月が、翌月となった場合も「未払費用」として月次決算等を作成して下さい。									
※仕入報告高(仕入先)と支払運賃報告(発地)は、基本的に一致すると想定します。 なお、仕入先の離島から沖縄本島に集積し、発地(中南部)として県外出荷をするときは、先入れ先出し法により「当月分県外出荷仕入れ」発地(離島)、着地(沖縄本島)に記載します。				※仕入報告高(仕入先)と支払運賃報告(発地)は、基本的に一致すると想定します。 なお、仕入先の離島から沖縄本島に集積し、発地(中南部)として県外出荷をするときは、先入れ先出し法により「当月分県外出荷仕入れ」発地(離島)、着地(沖縄本島)に記載します。				※仕入報告高(仕入先)と支払運賃報告(発地)は、基本的に一致すると想定します。 なお、仕入先の離島から沖縄本島に集積し、発地(中南部)として県外出荷をするときは、先入れ先出し法により「当月分県外出荷仕入れ」発地(離島)、着地(沖縄本島)に記載します。				※仕入報告高(仕入先)と支払運賃報告(発地)は、基本的に一致すると想定します。 なお、仕入先の離島から沖縄本島に集積し、発地(中南部)として県外出荷をするときは、先入れ先出し法により「当月分県外出荷仕入れ」発地(離島)、着地(沖縄本島)に記載します。									
個別品目は、「概要その3」を参考に、具体的な品目を明示する。				個別品目は、「概要その3」を参考に、具体的な品目を明示する。				個別品目は、「概要その3」を参考に、具体的な品目を明示する。				個別品目は、「概要その3」を参考に、具体的な品目を明示する。									
仕入高報告(仕入先)				販売先				配送先				仕向地									
北部地区 中南部地区 宮古島 石垣島 ... 沖縄本島周辺離島				別売市場 小売業者 食品製造業者 飲食・ホテル等業者 消費者向け直接販売				関東地区 近畿地区 九州地区				東京 大阪 福岡 本島経由									
30				100				3,000				30									
30				100				30,000				30									
30				100				100,000				30									
月次合計				月次合計				月次合計				月次合計									

遂行状況詳細書(以下「明細」という。)の補助単価(実費単価≒基本額→基本額)の算定(支払運賃報告との照合)

個別品目	該当取引日	繰越数量	繰越額	次月 実現可否	次月 委託日	遂行状況 明細の有無	摘要
ゴージャ	30	100	3,000				基本額
パイナップル	30	100	30,000				基本額
マンゴー	30	100	100,000				基本額
次月取引に関する処理の可否(O、X)							
O⇒次月の売上報告表の取引日を記載							
⇒次月の支払運賃報告の委託日を記載							
⇒遂行状況報告の(離島→那覇)に反映する。							
合計	330	80					410

3.3.2 遂行状況明細書附属書類における出荷事実の証明について

出荷事実の証明は、交付決定を受けた者が、交付決定者に対して、交付決定者が適正かつ円滑な交付金の算定に関する事務を執行するため、自ら作成した事業遂行状況の報告もしくは事業完了の報告に関して、交付金の算定の対象となる取引事実に関して虚偽や誤謬がないことを表明し、これを申告する行為となります。

したがって、申告された内容に虚偽又は誤謬があるときは、要綱で定める「事務手続の遅延その他の不適当な行為」に該当し、交付決定の取消しの対象となります。

また、知事が定める期限までに、この提出がないときは、書類不備として受理されないものとし、交付金の算定対象とされないものとします。

出荷事実の証明は、次の2つ方式となります。

- ① 交付決定を受けた者と輸配送受託事業者（以下「物流事業者」という。）との間で、出荷事実と取引事実の相互確認を行い、取引当事者である物流事業者が、作成された出荷事実証明の記載事項に関する全体に対して、物流事業者みずから取引履歴、顧客との取引関係などの取引事実を照らし、重大な虚偽表示がないことの意見表明を受けて、申告される取引事実の信頼性を確保する方式（以下「取引当事者確認方式」という。）。
- ② 交付決定を受けた者が、適正な税務申告に向けて税理士と顧問契約等を締結し、中小企業の会計に関する指針その他の一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に照らし、決算業務に関する業務支援、又は指導もしくは監査等を受けている場合には、作成された出荷事実の記載事項に関する全体に対し、当該税理士の合理的な確認により、申告される取引事実の信頼性を確保する方式（以下「税理士確認方式」という。）

事業遂行状況報告書又は実績報告書を提出する者は、上記の①又は②を選択し、適式な書類の作成をお願いします。

【出荷事実の証明の作成手順__3. 1①参照】

① 日々の取引事実に関する税務申告のための活動（仕分⇒記帳⇒日次決算⇒月次決算等）



② 遂行状況明細書附属書類（令和●年●月分_仕入高報告・売上高報告・支払運賃報告）を作成



③ 支払運賃報告台帳（証票その他の送り状（伝票）の整理等）を作成



④ 出荷事実の証明（月別の出荷取扱実績を申告する書類）の作成



⑤ 作成された「出荷事実の証明」に対する取引当事者確認方式又は税理士確認方式により、適式な書類を完成し、これを事業遂行状況報告書等に添付する。

令和●●年●●月●●分 出荷取扱証明(補助対象分)

記入例

個別品目	輸送区間		交付申請対象区分												計								
	発地	着地	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		日	日	日	日	日	日		
補助対象品目 (県外出荷)																							
小計																							
補助対象以外																							
合計																							

単位: kg

作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した事実を転記する。

「輸送重量の事実証明」に関する取扱事項
→原則として「請求書に記載された輸送重量」を記載すること。
なお、「トン」単位ならば、「キログラム」単位に変換すること。
→ただし、「宅急便、ゆうパックなど宅配貨物は、各社が定める定形規格の重量上限」を記載すること。なお、「各社が定める定形規格の重量上限」の一覧表も添付すること。
例えば、発送するマンゴーは1kgであっても、請求額の定形規格の重量上限が5kgであれば、「5kg」として記載すること。なお、定形規格であっても、重量を計測するときは、原則の例による。

作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した事実のうち「仕向地⇒福岡」で鹿児島県の島嶼部(奄美郡、熊毛郡、鹿児島郡)は補助の対象外となる。

作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した該当企業の輸送量の合計と一致する。

支払運賃報告(発地、仕向地、輸送方法)との関係について
○発地の選択リストは同じ
○着地の選択リストは、(仕向地の選択リストの県内を除く)
○輸送方法の選択リストは(トラックを除く)

(発地) 北部地区 中南部地区 宮古島 石垣島 ... 沖縄本島周
(着地) 東京 大阪 福岡 本島経由
(輸送方法) 航空 船舶

委託者は、受託者に対して出荷取扱の証明を依頼するにあたり、下記の責任を表明する。
(1)この証明は、委託者の責任で作成した書面に対し、受託者に当該事実の確認を求めるとする。
(2)この証明に対し、当局から虚偽表示である旨の指摘を受けたときは、委託者が責任を負うものとする。
(3)この証明に対し、受託者より合理的な指摘があるときは、委託者の責任で当局に対して修正の申告等を行うものとする。
受託者は、委託者との取引事実の全体に照らし、不正または誤謬による重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な確認を踏まえ、取引当事者の立場から全体として重大な虚偽表示がないことの意見を表明する。

令和●●年●●月●●日
輸送委託者 ●●●●●●●● 代表者
輸送受託者 ■■■●●●●● 代表取締役 ●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●●●● 代表取締役
●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●●●● 代表取締役

4. 事業の完了を報告する

【実績報告書の作成手順__事業年度内で実績報告をするときは①から②までを確認】

- ①提出した事業遂行状況報告書の記載内容（令和●年4月から令和■年1月まで）を最終確認し、これに誤りがなければ事業実績明細書に転記する。
- ②仮に提出済みの事業遂行状況報告書の出荷事実が誤りであれば、事業実績明細書において朱書き修正をする。また、この修正に伴い関係書類（遂行状況明細書附属書類、支払運賃報告台帳、出荷事実の証明等）の修正の有無を確認した上で、修正済み書類一式を提出する。
- ③令和■年2月実績は、事業実績明細書に記載し、これを報告する。また、この事実を確認する関係書類（遂行状況明細書附属書類、支払運賃報告台帳、出荷事実の証明等）は必ず提出する。
- ④令和■年3月実績は、当月出荷見込みを事業実績明細書に記載し、これを報告する。
- ⑤その他の作成に必要な事項は、交付決定者の指示に従うものとする。

5. 翌事業年度における再確定等を報告する

【再確定手続について】

- ①上記4の④により事業実績明細書を作成した者は、翌事業年度の4月20日（土日・祝祭日を除く。）もしくは知事が指示する期限までに、令和■年3月実績の再確定のための関係書類一式を提出しなければならない。

（関係書類一式）

- 令和■年3月に提出した事業実績報告書及び同明細書のうち「3月分」を確定事実で修正した同報告書を改めて作成し、これを提出する。
- 「確定した3月分」の（遂行状況明細書附属書類、支払運賃報告台帳、出荷事実の証明等）を作成し、これを提出する。

- ②令和■年3月に提出した事業実績報告書により確定した交付額（当初実績払いの金額）に対し、再確定手続による交付額（再確定の金額）が少ないときは、知事の指示に従い補助金を返還しなければならない。なお、知事が指示した期限を過ぎたときは、交付決定を取消し、全額返還を命じる。

（補助金返還の条件式②-1：（当初実績払いの金額）>（再確定の金額）⇒（差額分の返還））

（補助金返還の条件式②-2：（当初実績払いの金額）<（再確定の金額）⇒（返還なし））

【実地検査の基本的な考え方について】

- 実地検査は、事業遂行状況の報告もしくは事業完了の報告（以下「報告」という。）に関して、必要に応じて適宜、交付決定を受けた者の事務所、事業所等に立ち入り、税務申告に添付する帳簿書類その他の証票等との確認、照合、検証等を行い、適正に報告がなされているかを検査する。
- 実地検査は、適正な報告に向けて必要な事務処理の手続等が確保されているかを検査する。

沖縄県知事 殿

交付決定 沖農指令第●●号-■■■
団体名
所在地
代表者名

農林水産物条件不利性解消事業補助金実績報告書
(競争条件不利性改善対策)

令和●年●月●日付け沖縄県指令農第●号で交付決定の通知を受けた農林水産物条件不利性解消事業について、同事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---------------|---------------------|
| 1 | 補助事業の実施期間 | 令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日 |
| 2 | 事業の実績 | 別紙のとおり |
| 3 | 交付決定の額及びその実績額 | |
| | (1) 交付決定額 | 金 ●●●, ●●● 円 |
| | (2) 実績額 | 金 ●●●, ●●● 円 |
| | (3) 差引 | 金 ●●●, ●●● 円 |
| 4 | 添付書類 | 知事が定める関係資料一式 |

別紙 1 (別記様式第4号関係)

1 令和●年度 事業実績

輸 送 区 間		対象品目	輸送重量	基本額	小計
発 地	着 地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
		花き	kg	32 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産	kg	25 円/kg	円
	沖縄本島		kg	12 円/kg	円
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産	kg	57 円/kg	円
	沖縄本島		kg	20 円/kg	円
伊江島	県外	伊江島産	kg	38 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島		45 円/kg	円	
石垣島周辺離島	県外	竹富島産	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島	西表島産等	kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島		kg	50 円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産 久高島産	kg	11 円/kg	円
	沖縄本島	渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	kg	5 円/kg	円
合 計					円

(注記) 請求書及び領収書、その他内容を確認できる書類(写)を添付すること。

別紙 (別記様式第 4 号関係)

輸送品目	輸送区間		区分	交付申請対象区分		輸送重量(kg)												実績額 (円)	
	発地	着地		輸送方法	補助単価(円)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		計
						①	②	対象品目	単価										
合計																			